平成２８年（フ）第６８号
横浜市瀬谷区阿久和西３丁目７番地４　パークホームズ705
債務者　小関　　学
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田　勝政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７号
山口県長門市西深川2782番地１、前住所山口県長門市三隅下1373番地３
債務者　岩田成一郎
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　正之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第５号
宮崎県都城市山之口町花木2562番地１　王子山Ｃ棟
債務者　山邊　美香
1　決定年月日時　平成28年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第２１２１号
札幌市西区八軒２条西１丁目１番15―105号、住民票上の住所札幌市西区八軒２条西１丁目１番15―202号
債務者　平野　紀子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須田布美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８９号
愛知県岡崎市小呂町字ミタライ53番地１　Ｏｉｋｏｓ　Ｏｒｏ204、前住所愛知県岡崎市上地６丁目18番地　中央マンション上地211
債務者　瀧上　　博
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　広有
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月10日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４８０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字大塚578番地19為ケ谷方、旧住所千葉県流山市西初石３丁目1455番地の１　西初石団地201
債務者　西山　裕二
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦麻里沙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
大阪市住吉区住吉２丁目７番７号
債務者　田中　　穣
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８７号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3081番地10、旧住所埼玉県児玉郡上里町大字金久保689番地３
債務者　伊藤　由紀（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月24日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１４８号
北海道室蘭市高砂町２丁目31番23―607号
債務者　木村　育雄
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
青森県八戸市大字鮫町字二見町８番地１、前住所宮城県仙台市若林区遠見塚２丁目29番７号　ロフティキャビン遠見塚102
債務者　山田　祐弥
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１５２号
青森県八戸市大字鮫町字二見町８番地１
債務者　山田　崇門
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第３号
青森県八戸市南類家２丁目22番13号
債務者　松金　奈々（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
秋田県山本郡藤里町大沢字向山下168番地10
債務者　石井由香里
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１７４５号
福岡市東区名島２丁目26番17―102号
債務者　高柳　浩司
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８６２号
福岡市博多区博多駅南２丁目４番11―606号
債務者　岡崎　智之
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６号
福岡県古賀市今の庄１丁目24番55号　エクレール渋田Ⅱ101号
債務者　谷本　亮太
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３４号
福岡市東区原田２丁目２番３号
債務者　川原田紗希
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部